



# 長野県報

12月27日(金)  
平成14年  
(2002年)  
号外

## 目 次

### 規 則

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程…………… 1

### 規則

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成14年12月27日

長野県公営企業管理者 古林 弘充

### ○長野県公営企業管理規程第11号

#### 企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「定める日」の次に「。以下この項において「勤務開始日」という。」を、「受けていた給料及び扶養手当の月額」の次に「(勤務開始日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、勤務開始日における給料及び扶養手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年長野県条例第50号)第1条の規定による改正後の一般職給与条例の規定による一般職員の給料及び扶養手当の月額の例によるものとした場合の職員の給料及び扶養手当の月

額)」を加える。

別表第1の2中 「6,700円」 を 「6,600円」 に、「8,700円」を「8,600円」  
 に、「8,505円」を「8,352円」に、  
 「10,100円」 「9,900円」  
 「10,500円」 「10,300円」  
 「11,200円」 「11,000円」  
 「11,600円」 「11,400円」  
 に改める。

(企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成7年長野県公営企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 平成15年1月1日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行う職にある職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に長野県公営企業管理者(以下この項及び附則第4項において「管理者」という。)が定める異動をした職員にあっては、管理者が定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日におけるこの管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程(以下この項及び附則第4項において「改正後の管理規程」という。)第2条の2第2項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号俸の平成8年1月1日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号俸の給料月額を超える給料月額である職員及び新基準日以後に管理者が定める異動をした職員にあっては、管理者が定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の2分の1を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの管理規程による改正前の企業職員の給与に関する規程(附則第4項において「改正前の管理規程」という。)第2条の2第2項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の管理規程第2条の2第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間において引き続き当該職にある間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

附則第3項中「前項」を「附則第2項から前項まで」に改め、同項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の2項を加える。

- 3 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職に在職することとなった職員（新基準日以後に新たに職員となった者を除く。）の給料の調整額については、当該職員が新基準日の前日において給料の調整を行う職にあったものとみなして、前項の規定を準用する。
- 4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職に在職することとなった職員（新基準日以後に新たに職員となった者に限る。）のうち、当該職員が新基準日の前日において給料の調整を行う職にあったものとみなした場合に、新たに職員となった日（管理者が定める職員にあっては、管理者が定める日。以下この項において同じ。）に受ける職務の級及び号俸の新基準日の前日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号俸の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に管理者が定める異動をした職員にあっては、管理者が定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。）及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の管理規程第2条の2第2項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号俸の平成8年1月1日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号俸の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に管理者が定める異動をした職員にあっては、管理者が定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の2分の1を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の管理規程第2条の2第2項の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の管理規程第2条の2第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間において引き続き当該職にある間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をえた額とする。

附則の次に次の別表を加える。

(附則別表) (附則第2項、附則第4項関係)

平成15年1月1日から平成15年3月31日まで	$\frac{100}{100}$
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	$\frac{75}{100}$

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	$\frac{50}{100}$
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	$\frac{25}{100}$

## 附 則

この管理規程は、平成15年1月1日から施行する。

総務課

平成14年(2002年)12月27日発行 長野県報号外(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)  
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



さわやかな 心のふれ合い 助け合い

発 行 所 長野県総務部法規学事課印刷係  
〒 380-8570 (県庁専用番号)  
長野市大字南長野字幅下692の2  
電話 026(235)7061